

# 千葉県立佐倉高等学校 部活動の活動方針

平成31年4月1日

## 1 効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導

部活動顧問（以下、顧問という。）は合理的でかつ効率的・効果的な練習が行えるよう努めるものとする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年文部科学省）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン（改訂版）」（平成30年6月千葉県教育庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）等（以下、ガイドライン等という。）の趣旨を十分に踏まえて指導する。

### (2) 活動計画の作成

顧問は、生徒のニーズ・意見を把握し、年度当初に年間の活動計画（目標や方針、主な活動日や参加予定大会等）（様式1）を作成するとともに、毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）（様式2）及び活動実績（様式3）を作成しなければならない。また、各顧問は活動計画及び活動実績を関係生徒・保護者に公表するとともに、活動結果を学校Webページで公表する。

## 2 適切な休養日等の設定（基本的な活動日数・活動時間）

- ① 通常の学期期間中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ② 長期休業中の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日は、学校閉鎖日とし、原則として部活動も停止期間とする。
- ④ 1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。大会等への参加により、これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動日の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。
- ⑤ 考査1週間前及び考査中、その他学校が定める日（入学者選抜実施日等）は、活動停止期間とする。
- ⑥ ①から⑤の休養日、活動停止期間において大会参加のため練習等が必要な場合は、校長の判断により活動を認める。その場合、本人及び保護者の同意を得て活動させるものとする。

## 3 体罰の根絶等

体罰は、絶対に行わない。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等に

よって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

#### 4 けがや事故の防止

##### (1) 発達段階に応じた指導及び事故、疾病の予防

ア 顧問は、けがや事故を防ぐために常に指導技術の向上に努める。また、生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない活動となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認を必ず行い、事故の未然防止に努める。

イ 室内外の活動によらず、熱中症やインフルエンザ等感染症の予防に努める。

##### (2) ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるように指導する。また、事故防止のために、活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認を行う。

大会や遠征等、学校外での活動は顧問の監督下で行うことを原則とし、生徒だけで活動することがないようにする。公共交通機関を利用する際のマナー等についても、日頃から十分な指導を行うものとする。

##### (3) 施設・設備の点検

顧問は、施設・設備や用具の管理には万全を期すとともに、日常的な安全の確認や点検を実施し、事故防止に努める。

##### (4) 校内体制の整備

毎年度当初、けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者への連絡、記録の保存等、校内体制を整備・確認するなど、職員間の共通理解を図る。AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにする。

##### (5) 顧問不在時の対応

部活動は学校教育の一環として通常顧問が直接指導に当たる。他の校務などで、一時的に活動場所に顧問が付いてもらえない場合は、複数の顧問間による連携や他の部活動顧問への監督依頼などの支援体制を整え、練習内容を安全性の高いものに変更したり、練習量を思い切って軽減するなど、活動内容を工夫する。

##### (6) 個人情報の取扱い

緊急連絡網等を作成する際に、生徒のメールアドレスなどを収集するにあたっては必ず本人及び保護者の承諾を得るとともに、その情報を第三者に漏洩したり、目的外に使用しない。大会等でこれらの情報を携行する必要があるときは、必ず管理職に許可を得るとともに、持ち出す情報を最小限とし、その管理に十分注意する。

#### 5 その他

##### (1) 地域との連携

生徒の活動充実の観点から、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫に努める。

(2) 参加する大会等の見直し

様々な大会に参加するあまり生徒や顧問の過度な負担とならないよう生徒が参加する大会等を精査する。

(3) 指導上の配慮

顧問等\*は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導を工夫する。顧問等\*の感情により指導内容や方法が左右されないように注意するとともに、生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握する。

(4) いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっていることから、顧問等\*は生徒の人権意識の育成、生徒への目配り等により、適切な集団づくりを行う。特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握し、未然防止に努める。

(5) 会計の取扱い

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、家庭の負担軽減に努め、徴収に当たっては事前に校長の許可を得て行う。また、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行うとともに、領収書等についても一定期間保管し、説明責任を果たせるようにする。

(6) この方針により難しいものについては、その都度校長が判断する。

(7) この部活動の活動方針は、平成31年4月1日から施行する

顧問等\*：外部指導者や卒業生も含む